



2026年7月31日

各 位

上 場 会 社 名 四国電力株式会社
代 表 者 取締役社長 社長執行役員 宮本 喜弘
(コード番号 9507、東証プライム市場)
問 合 せ 先 経営企画部 企画グループリーダー 安西 弘喜
(TEL 087-821-5061)

小売電気料金への託送料金見直しの反映に向けた検討開始について

2026年7月10日にお知らせしました通り、当社の子会社である四国電力送配電株式会社（以下、四国電力送配電）では、経済産業大臣に対して、託送料金における収入の見通しの変更承認申請を実施しており、今後、審査を経て収入上限として承認を受けた際には、四国電力送配電の託送料金の見直し（2026年11月1日より適用予定）が実施されることになります。

○「託送料金における収入の見通し」の主な見直し内容

- ・2026年度～2027年度の物価・労務費・金利の上昇影響の反映等による収入の見通しの増分：378億円（1年あたり267億円※）

※2023年度～2027年度までの第一規制期間の残期間（2026年11月以降の17か月間と想定）に対応した収入の見通しの増分（378億円）を1年あたりに換算した値（増分×12か月/17か月）

当社では、四国電力送配電による申請以降、託送料金の見直しが実施された場合の小売電気料金への反映の是非について、慎重に議論を重ねてまいりましたが、この度、小売電気料金への託送料金見直しの反映に向けた具体的な検討を開始することとしましたので、お知らせいたします。

託送料金の見直し後、当社が、当該変更分を当社の設定する四国域内の小売電気料金に反映させることで、2026年度～2027年度にかけて、当社の連結業績（収支）に、上記の収入見通しの増分程度の影響が生じる可能性があります。

なお、今回、四国電力送配電が申請した収入の見通しおよび適用開始時期は、今後、国の審査結果によって変わる可能性があることに加え、その後の四国電力送配電の託送料金見直しを受けての当社小売電気料金への具体的な反映方針についても未定であることから、本件が今後の当社の連結業績（収支）に与える具体的影響については、四国電力送配電の審査の状況や当社における検討の状況等を踏まえて精査してまいります。

以 上